

保健所の今後の母子保健活動のあり方に関する研究
学校教育との連携

中野 恵*

要 約：学校保健については、小・中学校、高等学校の教育現場に対して、各自治体の教育委員会、教育庁が管轄し指導、監督している。一個人の一生の一連の保健対策を考慮するならば、学校保健に直接関与している教育現場と、地域の母子、成人老人の保健活動を担う、保健所および市町村行政との連携を蜜にまた、円滑に推進することが必要である。

そのためには地域の各関係者から構成される協議会を作り、連携を図るためのシステムを作ることが、今後の地域保健を展開する上で必要不可欠である。

見出し語：児童生徒保健指導等対策協議会 学校保健 学校教育 モデル校

方 法：急速な人口の高齢化の進展と、社会構造の変化のなかで、地域社会が抱えている公衆衛生の課題は多様化し住民の要望も高度かつ多様化してきている。

地域の保健行政に対しての住民の関心は一層高まり、保健所を初めとする行政に、新たな対応が求められている。

とくに、保健所は、学校保健との連携により、母子保健から始まり、成人、老人保健に至る一貫した保健体制づくりが可能となる。

「健康で生きがいのある生活を生涯にわたり送ることができる」ことを実現するためには、住民がひとりひとりが、健康についての意識を

もち、年齢に応じた、そして、ライフステージを考慮した健康づくりを進めることが可能である。

さらに、ひとりひとりの健康づくりを進めるためには、近年は、環境の汚染、生態系の破壊の進展を意識し、変革をもたらすことが、快適な生活づくりの為にも欠かすことができない。

検討委員会の設置

初年度は、地域の保健安全研究会、養護教諭部会、学校保健会、高等学校長会および地元の教育事務所と市町村の代表から構成される「学校等との連携に関する検討会」を設置し、保健

*秋田県大曲保健所長

所、市町村、学校が相互にかかわるべき事業を検討した。その結果、保健所が、学校教育と協力し、連携し、地域保健を推進することが必要と考えられる項目は以下の通りとなった。

連携する内容

大きく2つに分類し、1つ目は学校保健に関すること。2つめは学校教育に関することとした。

1 学校保健

1) 身体面について

(1) 適切なしょくせい習慣の習得 学校の給食、家庭での栄養管理を通しての生活習慣の基礎を形成すると共に食事を通じた成人病予防対策を講じる。

(2) 歯科指導 乳幼児から継続される歯科保健対策に引き続き、歯科指導を支援し、8020運動へ連動させる。

(3) 疾病予防 学校医、主治医また、家庭との連携を図り、心疾患腎疾患、肥満児等に対する健康相談の充実を支援する。

2) 精神面について

(1) 思春期指導 母性父性を育成するための「触れ合い体験学習」の実施。

(2) 心の問題 療育相談精神相談を活用し、いじめを含む不登校等を地域の問題として扱う。

2 学校教育

教職員、児童生徒に対して、講師の派遣、啓発教材の開発等を通じて、啓発を推進する。

1) 保健教育

(1) エイズ予防 児童生徒に対する教育はもとより、教職員に対する研修を実施する。

(2) アルコール 酒の害と適性飲酒の知識

を普及する。

(3) 禁煙 たばこによる健康被害についての知識を普及する。

(4) 薬物乱用 薬物乱用のない社会づくりを目指し、薬物乱用による健康被害の知識を普及する。

(5) 献血思想の普及 献血可能な年齢に達する高校生に対して将来の継続的な協力者となるよう準備のための生命の尊さ等の知識を普及啓蒙する。

2 環境教育

1) 地球保全問題 身近でできる地球環境保全を啓蒙する。

2) 食品に対する正しい知識 輸入食品の知識、食品添加物、食中毒の知識等を普及啓発する。

3) 犬の正しい飼い方を身に付けるよう、パンフレット、パネルの提供、講師の派遣により支援援助する。

3 体験学習

1) リサイクル体験

2) クリーンアップ体験

3) 酸性雨測定体験

を学校単位で実施し自ら参加することにより、地球環境保全を考えるよう支援する。

経緯

初年度は、学校等との連携に関する検討会として地元の教育事務所と検討の上、上記に記した関係各位からなる検討会を開催し、上記に示した、主な連携事業内容を協議した。

次年度の平成6年度は、児童生徒保健指導等対策協議会を新たに設置し、平成7年度からの

本格的実施に向け、モデル校を設定し、モデル事業を行った。

児童生徒保健指導等対策協議会の委員は、

教育委員会保健安全研究会	3名
養護教諭部会小学校中学校高等学校	各1名
学校保健会長	1名
高等学校長会長	1名
高等学校保健主事	1名
教育事務所出張所指導主事	1名
管内市町村教育委員会代表	4名
保健所長	1名

から構成されている。

協議会における事業は、

- 1) 学校教育と地域保健ならびに環境問題との連携事業について
 - 2) 関係者の研修について
 - 3) 情報の収集、伝達について
 - 4) その他の必要な事項について
- である。

平成6年度モデル事業

- 1 小学校 給食時間を利用した栄養に関する校内放送の、原稿を保健所で作成し、提供した。(3校にて実施)
実施後のアンケート結果を参考に、内容をさらに改良し今後さらに対象校を増加していく予定。
- 2 中学校 保健所から器具を貸し出し、理科クラブを協力して、酸性雨調査を実施した。(1校にて実施) 保健所で実施している同調査の結果と比較が可能となるよう、

今後、観測地点を地形を考慮しさらに観測地点を増加する予定。

- 3 高等学校 学校祭において、健康相談コーナーを設置し、パネル、パンフレット、ビデオの提供を行うと共に、保健委員と協力し、希望者に対し成人する時期に備えたアルコールパッチテスト、スモークボードの提示等を実施した。(1校にて実施)

考 察：本事業を開始したことにより、教育事務所を初めとする教育関係者との緊密な連携をとることが可能となり、児童生徒の健康状態を始めとする学校現場の情報が的確に入手することが容易となった。

また、保健所からは、必要に応じて情報を提供することが可能となった。学校保健に大いに関係のある法律の改正について、養護教諭、保健主事等に参加を呼びかけ、改正の主旨と内容の解説を行うなど、地域保健を推進するうえで他の事業の一層の円滑な展開が、期待される。

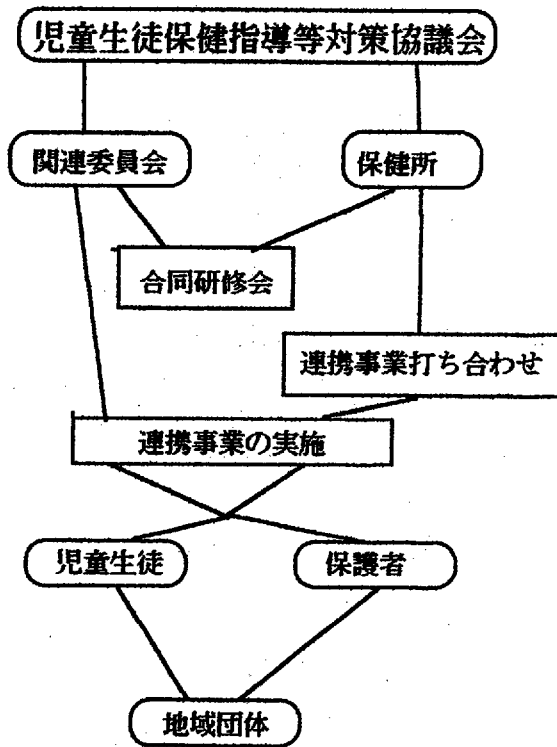
本事業を今度、本格的に展開するうえで、期待できる成果として、保健所で実施する母子保健事業に継続されるべき学校保健の場での児童生徒と教職員および児童生徒の保護者の、健康づくりと地球規模の環境問題に対する考えの確立と、行動の変容が上げられる。

中長期的には、地域における、成人病を始めとする各疾患、疾病の罹病率の減少、現在の学校保健の多くの学校の共通課題である「う歯」の減少、確実な結核管理、禁煙者の増加、献血協力者の増加、地球規模の環境保全に関わる実践者の増加等が期待される。

地域の包括的な保健対策、とりわけ保健所の

母子保健を充実し、推進するためには学校との連携がぜひ必要である。

保健所／学校／市町村等連携システム





検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:学校保健については、小・中学校、高等学校の教育現場に対して、各自治体の教育委員会、教育庁が管轄し指導、監督している。一個人の一生の一連の保健対策を考慮するならば、学校保健に直接関与している教育現場と、地域の母子、成人老人の保健活動を担う、保健所および市町村行政との連携を蜜にまた、円滑に推進することが必要である。そのためには地域の各関係者から構成される協議会を作り、連携を図るためのシステムを作ることが、今後の地域保健を展開する上で必要不可欠である。